

横須賀市下水道事業におけるウォーターPPP導入方針に関する マーケットサウンディング調査 事業概要書

1. 下水道事業の概要

本市の下水道事業は、昭和19年(1944年)に現在の上町地区で着手したものの、戦後の資材難や財政難から整備が進まず、昭和38年(1963年)に国の第1次下水道整備計画を受け、本格的な下水道整備に着手しました。その後、高度成長による公害問題が発生したことから、昭和45年(1970年)に下水道法が改正され、「川や海の水質保全」が下水道の目的に加わったことを機に、合流式から分流式に切り替え整備を進めてきました。

平成3年(1991年)には、西地区の下水道整備に着手し、平成17年度(2005年度)には、市内の污水整備はおおむね完了しています。

また、平成16年(2004年)をピークに処理水量が減少してきたこと等を受け、令和3年(2021年)に上町浄化センターを廃止し、下町浄化センターへ統合しました。

現在は、追浜処理区、西処理区、及び下町処理区の3処理区となっており、西処理区及び追浜処理区の浄化センター及びポンプ場、下町処理区のうち上町ポンプ場及び旧上町地区の3つのマンホールポンプについては、包括的民間委託(レベル2.5)での委託発注を行っています。また、管路施設については個別に維持管理業務を発注しています。

本市の下水道事業の概要は、表1-1に示すとおりです。



図 1-1 横須賀市公共下水道計画図

表 1-1 横須賀市の下水道事業の概要

項目		下町処理区	追浜処理区	西処理区	合計	備考
事業着手年度		昭和19年				
供用開始年度		昭和44年	昭和59年	平成9年	—	
公共下水道事業の種類						
流域下水道への接続		無	無	無	—	
排除方式		分流式、合流式	分流式、合流式	分流式	分流式、合流式	
処理場		下町浄化センター	追浜浄化センター	西浄化センター	—	
面積(汚水) (ha)	全体計画	4,279 (1,015)	704 (114)	1,479	6,462 (1,129)	
	事業計画	4,277 (1,005)	462 (114)	1,430	6,169 (1,119)	()内は合流分
	整備済	4,122 (1,005)	462 (114)	1,402	5,986 (1,119)	R5年度実績
面積(雨水) (ha)	全体計画	4,228 (1,005)	704 (114)	1,502	6,434 (1,119)	()内は合流分
	事業計画	4,225 (1,005)	462 (114)	1,454	6,141 (1,119)	()内は合流分
	整備済	2,088	192	574	2,854	R5年度実績
行政人口		—	—	—	371,930	〃
		—	—	—	266,700	R31年度目標値
全体計画人口(人)		191,800	21,200	51,000	264,000	〃
事業計画人口(人)		268,600	29,300	70,800	368,700	R6年度目標値
整備人口		265,865	30,006	69,827	365,698	R5年度実績
水洗化人口		260,643	29,519	63,910	354,072	〃
処理人口普及率		—	—	—	98.3%	〃
水洗化率		98.0%	98.4%	91.5%	96.8%	〃
管渠延長 (km)	汚水	561	55	274	890	〃
	合流	289	32	0	321	
	雨水	307	30	114	451	
		1,157	117	388	1,662	
計画水量 (m3)	日平均	84,700	9,900	19,900	—	晴天時汚水量 (R31年度目標値)
	日最大	102,000	11,800	21,800	—	
処理水量 (m3/日)	日平均	102,019	11,226	21,385	—	晴天時汚水量 (R5年度実績)
	日最大	136,781	15,001	63,482	—	

2. ウォーターPPPとは？

2-1. 国の施策の動向

下水道事業を始めとする公共インフラ事業については、今後、膨大な量の老朽施設の更新が必要となっていく一方で、自治体職員の減少やベテラン職員の退職による技術力の低下など様々な課題を抱えています。

また、内閣府では平成23年9月に民間資金等活用事業推進会議を設置し国家成長戦略としてPPP/PFIを推進しています。「PPP/PFI推進アクションプラン」(令和5年改定版)(令和5年6月2日 民間資金等活用事業推進会議決定)においては、新たにウォーターPPP(コンセッション方式及び管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5))が位置付けられました。

管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)とは？



ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

概要とポイント・留意点

○ レベル3.5の実務上の定義は、上記の要件①から要件④までをすべて充足する民間委託

I レベル4と3.5の比較

- 長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重視される点は共通・類似
- 公共施設等運営権設定と利用料金直接受取の有無が異なり、また、事業期間の自由度はレベル4の方が高い

レベル3.5の4要件の趣旨

ウォーターPPP		複数年度・複数業務による民間委託 [レベル1~3]
公共施設等運営事業(コンセッション) [レベル4] 長期契約(10~20年) 性能発注 維持管理 修繕 更新工事 運営権(抵当権設定) 利用料金直接受取 上・工・下一体:1件(宮城県R4) 下水道:3件(浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5) 工業用水道:2件(熊本県R3、大阪府R4)	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5] 新設 長期契約(原則10年) ^{*1} 性能発注 ^{*2} 維持管理 修繕 【更新実施型の場合】更新工事 【更新支援型の場合】更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM) <small>*1管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする。 *2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を重視。</small> <small>管轄については、移行措置として、仕様発注から発注し、詳細仕様や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。</small>	短期契約(3~5年程度) 仕様発注・性能発注 維持管理 修繕 II レベル3.5と1-3の比較 ○ 事業期間の長短、性能発注の程度が異なる ○ また、修繕や更新(改築)に関する業務範囲が設定されるか否かの点で大きく異なる <small>下水道:000件 工業用水道:19件</small>
		②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメントにより、民間事業者の創意工夫やノウハウ等を最大限活用しつつ、投資効果の発現等に必要事業期間を①長期契約(原則10年)で確保し、一方で、中長期の事業期間中もライフサイクルコスト削減の提案を促進して新技術等の効果・メリットを官民で享受しうる④プロフィットシェアを要件とすることで、下水道事業・経営の持続性向上に一層寄与することを目指す

出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.2版

2-2. 管理・更新一体マネジメント方式について

管理・更新一体マネジメント方式とは、以下の4つの要件を満たす民官連携方式であり、その要件は以下のとおりです。

【要件①】長期契約（原則10年）

契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年となっています。

【要件②】性能発注

従来の仕様発注と異なり、地方公共団体が民間事業者の達成すべき性能の水準を示し、民間事業者は保有する技術や創意工夫により性能の達成を図ります。

【要件③】維持管理と更新の一体マネジメント

維持管理と更新を一体的に最適化するため、「更新実施型」（更新（改築）の発注業務まで委託範囲に含むもの。）と「更新支援型」（更新計画案作成やコンストラクションマネジメント（CM）までを委託範囲に含むもの。）となります。

【要件④】プロフィットシェア

事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入することとなります。発生した費用削減分（プロフィット）を、地方公共団体と民間事業者で分配（シェア）するものであり、その分配割合は、任意となります。

【管理・更新一体マネジメント方式の要件について】

管理・更新一体マネジメント方式の要件

①長期契約

○契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、**原則10年とする。**

②性能発注

○**性能発注を原則**とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

（性能規定の例）・処理施設：処理後の水質が管理基準を満たしていること

・管路施設：適切に保守点検を実施すること（人員、時期、機器、方法等は民間事業者に委ねる。）

③維持管理と更新の一体マネジメント

○維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「**更新実施型**」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「**更新支援型**」を基本とする。

④プロフィットシェア

○事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、**プロフィットシェアの仕組みを導入**すること。（更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。）

（プロフィットシェア^{*1}の例）

①契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする。

②契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする^{*2}。

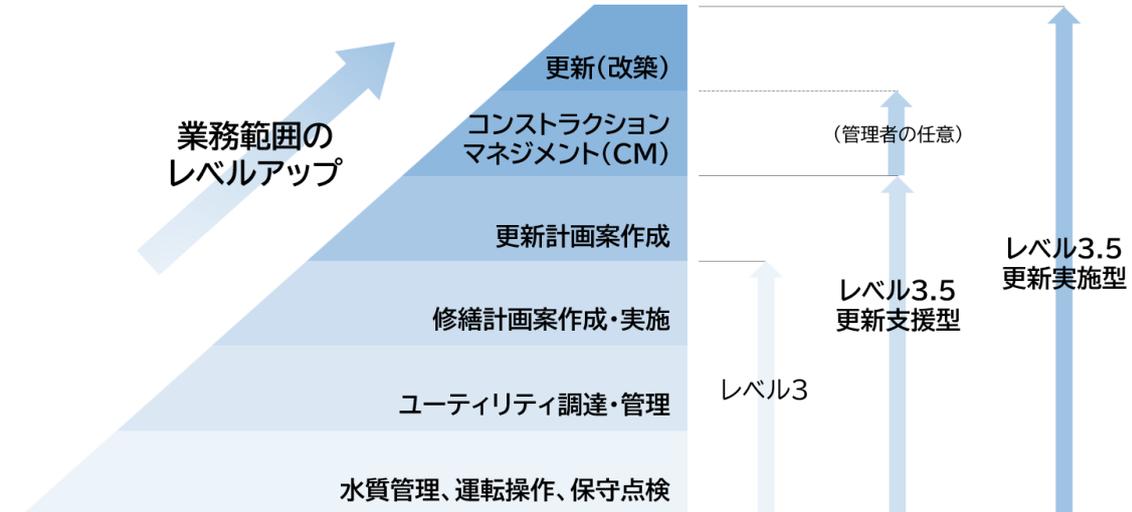
ケース	工事費	維持管理費	LCC削減(プロフィット)	プロフィット シェア	官	民
①	2削減		2			1
②		2削減	2		1	1

*1: プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

*2: 「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

「更新実施型」と「更新支援型」のイメージ

- 「更新実施型」は、更新(改築)の発注業務の委託まで含むもの(改築は受託者が実施)
- 「更新支援型」は、更新計画案作成まで含むもの(改築は管理者が実施)
- 「更新支援型」は、コンストラクションマネジメント(CM)まで含むか否か、管理者の任意



3. 想定している事業範囲

3-1. 本市における下水道事業の課題

本市の下水道事業について分析し、抽出された課題の例を以下に示します。

項目	課題
①組織・ 人員	・局職員数の減少への対応、受け手となる市内企業の持続性向上
	・技術力の確保、継承
②施設	・施設の老朽化への対応（着実なストックマネジメントの実施）
	・社会的要請に対応した施設機能の確保・向上 ・維持管理における気づきの工事発注等への反映
③財務	・使用料収入の減少への対応
	・国庫補助金を含めた事業費の確実な確保
④情報	・データの一元管理の仕組みづくり
	・重要資料の継承

注意) 事業の範囲、対象業務はすべて検討中のものであり、今後変更する場合があります。

3-2. 事業の枠組み

(1) 事業の範囲

上記に示した本市の下水道事業の課題を踏まえ、下水道事業におけるウォーターP P P (管理・更新一体マネジメント方式) の導入について検討しています。現在想定しているウォーターP P Pの枠組み(案)について図 3-1 に示します。

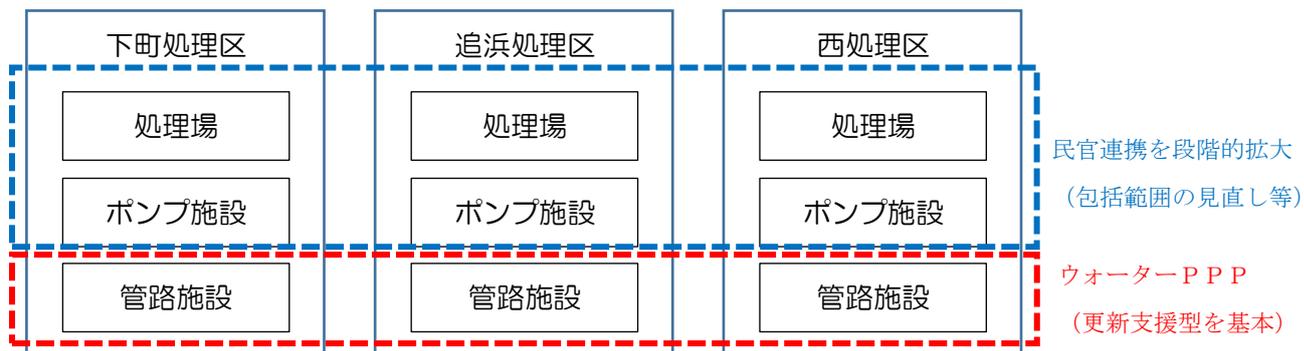
導入検討の対象は市内すべての下水道施設としていますが、検討の中で特に管路施設についてウォーターP P P導入の必要性が高いと考えられたため、管路施設を中心としたウォーターP P Pの枠組みを現時点での局案として主に想定しています(図 3-1 局案)。なお、局と受注者との業務重複を避けるため、すべての処理区を一括して対象としています。また、この場合、処理場・ポンプ場等の施設については、包括的民間委託の業務範囲見直しなど、民官連携の段階的拡大を検討します。

一方、処理場・ポンプ場等を含めたウォーターP P Pの枠組とすることについても、業務範囲の拡大等による一定のメリットがあると考えていますが、実現に向けては以下に示すような課題があると考えています(図 3-1 別案)。

なお、いずれの場合も、対象施設の維持管理および更新計画案の作成を含めた「更新支援型」を基本としてスキームを検討していますが、管路施設については、民間事業者からのご意見を伺った上で、更新工事を部分的に業務範囲に含めることも選択肢として想定しています。

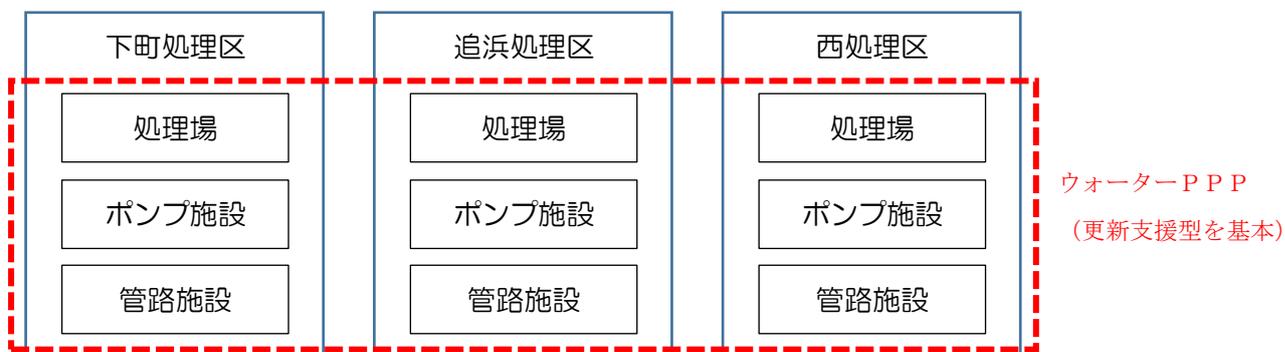
○局案（現時点で主に検討している案）：

全処理区の管路施設をウォーターPPPに含める



○別案（実現に当たっての課題が大きいと考えている案）：

全処理区の管路施設および処理場・ポンプ場をウォーターPPPに含める



<実現に当たっての課題（別案）>

・下町浄化センターは供用開始から50年以上が経過しており、今後、老朽化した施設の多くが改築・更新の時期を迎えることから、その実施方法等については、民官連携手法を含めた様々な検討が必要であり、その結果によって、事業スキームに影響が生じるおそれがある。また、ウォーターPPPの業務範囲とした場合、施設更新等に伴い、運転管理にかかる条件や設備能力等の大幅な変更が期間中頻繁に生じる可能性がある。

・一方、上記を踏まえて西・追浜処理区の処理場・ポンプ場等をウォーターPPPに含める場合、両処理区ではすでに包括的民間委託を実施中であることや、更新計画案の作成にあたり一部施設のみを対象とする形となるなど、十分な導入効果が得られない可能性がある。

図 3-1 横須賀市における下水道ウォーターPPP導入対象範囲（案）

(2) 対象業務

①全般

本事業における対象業務については、以下業務の全部又は一部をウォーターPPPの業務対象範囲として検討を行っています。

表 3-1 ウォーターPPPに含める対象業務範囲のイメージ（想定）

業務の形態	処理区	対象施設	対象業務	局案	別案
ウォーターPPP	下町	処理施設	運転管理・点検・修繕・ユーティリティ調達	—	●
			更新計画案の作成	—	●
			更新工事（更新実施型の場合）	—	—
		管路施設	点検・調査・清掃・修繕	●	●
			更新計画案の作成	●	●
			更新工事（更新実施型の場合）	▲	▲
	追浜	処理施設	運転管理・点検・修繕・ユーティリティ調達	—	●
			更新計画案の作成	—	●
			更新工事（更新実施型の場合）	—	—
		管路施設	点検・調査・清掃・修繕	●	●
			更新計画案の作成	●	●
			更新工事（更新実施型の場合）	▲	▲
	西	処理施設	運転管理・点検・修繕・ユーティリティ調達	—	●
			更新計画案の作成	—	●
			更新工事（更新実施型の場合）	—	—
		管路施設	修繕・清掃・点検	●	●
			更新計画案の作成	●	●
			更新工事（更新実施型の場合）	▲	▲

※●対象とする業務

※▲管路施設更新支援型を基本とするが、管路の更新工事については、部分的に対象業務に含めることも選択肢として想定している。

※マンホールポンプ及び圧送管の取り扱いについては、今後管理区分を検討

②管路施設

下水道管路施設をウォーターPPPの対象とする場合の業務範囲として、現時点で想定しているものを以下に示します。

表 3-2 下水道管路施設をウォーターPPPの対象とする場合の業務範囲

業務分類	業務名	業務内容等	備考
計画的維持管理業務	巡視、点検	法定点検、巡視点検	
	清掃	洗浄・清掃（管、人孔、ます）	廃棄物処理含む
	用地管理	伐開・剪定、占用許可の現地事前確認	
	計画修繕	水管橋、腐食環境下などの計画的な修繕	
	調査	目視調査、TVカメラ調査	空洞化調査除く（仮）
住民対応等業務	住民対応①	通報受付、現地確認	※別途発注業務にて実施
	住民対応②	現地調査、対応	
	事故対応	清掃等詰まり処理、補修作業	
	突発修繕	突発的な修繕工事	
	他工事立会	道路工事等に伴う現地立会	※検討中
課題解決等業務	課題解決	維持管理上の課題に対する対応策	技術提案による（仮）
災害対応業務	大雨対応	局の指示により人員確保、現地確認・作業	
	地震対応	被災状況把握、応急復旧等	※契約業務に含めず協定等で対応
計画作成業務	更新計画案作成	更新計画案（ストマネ）の作成、協議	期間中2+1回想定
改築業務	設計、積算	改築・更新工事の設計、積算	原則含めない ※事業者からの意見によっては、部分的に含めることも検討
	改築、更新工事	管更生、布設替、人孔蓋交換 等	
	工事監理		
管理・調整業務	業務進行管理	進捗管理、JV内調整、発注者・関係者協議、安全対策、維持管理情報の整理・活用 等	
	業務改善	新技術の導入提案、協議 等	
	性能指標管理	性能指標の設定・管理に関する協議	
	広報、人材育成	下水道事業の広報、人材の確保・育成	
	セルフモニタリング	モニタリング計画の作成、協議	
	技術継承等	局と共同での研修、災害対応訓練等	
	その他	（本業務と関連して効果を発揮するもの）	提案による

③処理場、ポンプ場施設

処理場、ポンプ場等の施設については、現在西・追浜処理区を対象に実施している包括的民間委託（「追浜浄化センターほか運転管理等業務委託」）の範囲を見直すなど、段階的な民官連携の拡大を中心に検討しています。拡大後の業務範囲等について現段階ではお示しできませんが、業務の仕様書を参考資料として添付しますのでご参照ください。（参考資料_1_標準仕様書（追浜浄化センターほか運転管理等業務委託）～参考資料_5_特記仕様書（上町ポンプ場））

（3）国の示す4要件に対する対応の考え方

ウォーターPPPのうち管理・更新一体マネジメント方式として認められるための4要件について、現時点での局の考え方を以下に示します。

①長期契約（10年）

ウォーターPPPを導入する場合、10年契約とします。（引き継ぎ期間を除く）

②性能発注

管路施設においてウォーターPPPを導入する場合、契約当初は局が示す標準的な仕様を基本としつつ、性能発注としての業務の進め方（設定する性能指標やモニタリング方法等）について受託者との協議・試行を行いながら、本格的な性能発注での実施に徐々に移行します。

処理場・ポンプ場施設においてウォーターPPPを導入する場合、契約当初から性能発注によるものとします。

③維持管理と更新の一体的マネジメント

ウォーターPPPを導入する場合、対象とする施設の維持管理および更新計画案の作成を一体的に業務範囲とします。

④プロフィットシェア

ウォーターPPPを導入する場合の具体的な規定のあり方については検討中ですが、今後の国や他自治体の動向を注視しつつ、何らかの形で枠組みに含めることを前提とします。

3-3. 施設概要

横須賀市における下水道施設の概要（令和5年度末時点）を以下に示します。

(1) 管路施設

横須賀市における管渠は、汚水管渠、雨水管渠、合流管渠合わせて約1,662kmとなっています。（令和5年度末時点）

表 3-3 管渠施設の概要

R6.3.31時点

管渠施設	処理区							備考
	下町			追浜	西			
	旧下町	旧上町						
管渠(km)	汚水	438	122	561	55	274	890	※引用：「令和5年度 下水道事業統計年報 JP.56
	合流	199	91	289	32	0	321	
	雨水	257	50	307	30	114	451	
		894	263	1,157	117	388	1,662	

※四捨五入により、各項目の合計値と表記上の合計値が合わないことがある。

(2) 処理場

横須賀市では、3処理場を保有しています。各処理場の概要を以下の通りです。

表 3-4 処理場概要

処理場	位置	敷地面積 (ha)	運転開始 年月日	処理方法	計画放流水質 (mg/L)		処理能力(m3/日)			放流先
								晴天時 最大	雨天時 最大	
下町 浄化センター	三春町2丁目及び 平城町3丁目	9.28	昭和44年4月1日	標準活性汚泥法 NADH風量制御を用いた 嫌気無酸素好気法	BOD	15	全体計画	102,000	546,120	東京湾
					BOD	9	事業計画	138,500	578,820	
					T-N	14	現在	157,500	466,700	
					T-P	1.3				
追浜 浄化センター	浦郷町5丁目	3.80	昭和59年5月1日	標準活性汚泥法	BOD	15	全体計画	11,800	102,900	東京湾
							事業計画	15,700	104,500	
							現在	20,400	110,600	
西 浄化センター	長坂2丁目	6.00	平成10年3月1日	標準活性汚泥法	BOD	10	全体計画	21,800		松越川
							事業計画	29,500	-	
							現在	42,000		

表 3-5 下町浄化センター施設内容

(施設内容)				
施設名	形状・寸法	全体計画	令和5年度末既設	
水 処 理	沈砂池	汚水沈砂池 巾 4.7m×長 14.0m×有効水深 1.38m	4池	4池
		巾 2.5m×長 12.0m×有効水深 0.85m	2池	2池
		雨水沈砂池 巾 4.7m×長 14.0m×有効水深 2.30m	2池	2池
		巾 3.0m×長 14.0m×有効水深 1.90m	3池	3池
	汚水ポンプ	立軸斜流 (φ 800mm 80m ³ /分)	φ 800 2台	φ 400 0台, φ 500 0台
		立軸斜流 (φ 1,100mm 170m ³ /分)	φ 1,100 1台	φ 800 2台, φ 1,100 1台
		立軸渦巻 (φ 400mm 15m ³ /分)	φ 400 2台	φ 450 1台
		立軸渦巻 (φ 450mm 28m ³ /分)		φ 700 2台
		立軸渦巻 (φ 500mm 28m ³ /分)	φ 500 2台 (内1台予備)	(内1台予備)
		立軸渦巻 (φ 700mm 56m ³ /分)		
雨水ポンプ	立軸斜流 (φ 1,000mm 142m ³ /分)		φ 1,000 3台	
	立軸斜流 (φ 800mm 117m ³ /分)	φ 800 3台	φ 800 3台	
最 初 沈 殿 池	巾 9.2m×長 34.2m×有効水深 4.0m	4池	8池	
	巾 9.5m×長 30.5m×有効水深 3.0m	5池	3池	
	反 応 タ ン ク	標準法 (巾 4.6m×長 47.2m×有効水深 6.0m)	16槽	16槽
		A20 (巾 4.6m×長 47.2m×有効水深 6.0m)		
		標準法 (巾 10.0m×長 109.0m×有効水深 10.0m)		
		A20 (NADM) (巾 10.0m×長 109.0m×有効水深 10.0m)		
	最 終 沈 殿 池	巾 9.2m×長 32.7m×有効水深 3.10m	8池	16池
		巾 9.5m×長 68.0m×有効水深 3.50m (2階層)	3池	3池
消 毒 設 備	巾 2.0m×長 330.3m×水深 2.0m	1池	1池	
	巾 2.5m×長 135.0m×水深 2.5m	1池	1池	
雨 水 滞 水 池	巾 33.0m×長 52.0m×水深 14.5m (滞水容量 20,700m ³)	1池	1池	
汚 泥 処 理	汚泥濃縮タンク	内径 9.0m×有効水深 3.6m	6槽	
	機 械 濃 縮 設 備	遠心濃縮機 40m ³ /h	3台	
		遠心濃縮機 50m ³ /h		5台
汚 泥 脱 水 設 備	横型遠心脱水機 10m ³ /h		10m ³ /h 2基	
	スクリュープレス脱水機 10m ³ /h	3基	10m ³ /h 2基	
汚 泥 焼 却 設 備	流動床式焼却炉 60t/日 90t/日	2基	2基	
管 理 棟	RC造地下2階地上4階建	1棟	1棟	

出典：「令和5年度 下水道事業統計年報」

表 3-6 追浜浄化センター施設内容

(施設内容)				
施設名	形状・寸法	全体計画	令和5年度末既設	
水 処 理	沈砂池	巾 1.5m×長 15.0m×有効水深 1.15m	2池	2池
	汚水ポンプ	立軸渦巻斜流 φ 350mm 13.0m ³ /分	φ 350 2台	φ 350 2台
		φ 500mm 23.0m ³ /分	φ 500 2台	
		φ 500mm 35.0m ³ /分		φ 500 2台
	最 初 沈 殿 池	巾 11.2m×長 35.0m×有効水深 4.2m	2池	2池
	反 応 タ ン ク	巾 5.6m×長 55.0m×有効水深 5.2m×2水路	4槽	2槽
最 終 沈 殿 池	巾 11.2m×長 42.0m×有効水深 2.8m	2池	3池	
消 毒 設 備	巾 3.0m×長 34.0m×有効水深 3.1m×4水路	1槽	1槽	
汚 泥 処 理	汚泥濃縮タンク	内径 6.3m×有効水深 3.5m	1槽	1槽
	余 剰 汚 泥 濃 縮 設 備	ベルト型ろ過濃縮機 6.5m ³ /h	2基	-
		ベルト型ろ過濃縮機 10m ³ /h	-	2基
汚 泥 脱 水 設 備	圧入式スクリュープレス脱水機 6.0m ³ /h	-	2基	
	圧入式スクリュープレス脱水機 7.0m ³ /h	2基	-	
管 理 棟	RC造地下1階地上3階建	1棟	1棟	

出典：「令和5年度 下水道事業統計年報」

表 3-7 西浄化センター施設内容

(施設内容)			全体計画	令和5年度末既設
施設名	形状・寸法			
水 処 理	沈砂池	巾 1.6m×長 12.0m×有効水深 0.8m	2池	2池
	汚水ポンプ	立軸渦巻斜流 φ 350mm 11.2m ³ /分	φ 350 2台 (内1台予備)	φ 350 1台 φ 500 2台
		φ 350mm 18.0m ³ /分		
		φ 500mm 36.0m ³ /分		
	最初沈殿池	巾 10.0m×長 28.0m×有効水深 3.5m	2池	3池
	反応タンク	巾 10.0m×長 56.0m×有効水深 10.0m	2槽	3槽
最終沈殿池	巾 10.0m×長 56.0m×有効水深 3.5m	2池	3池	
消毒設備	紫外線消毒設備	18,000×4基 (内2基予備)	20,000×2基 25,000×1基	
汚泥調整タンク	内径 8.0m×有効水深 3.5m	2槽	2槽	
泥 送 処 理	送泥ポンプ	内径 200mm 1.0m ³ /分・台×41.0m (直列2段)	4台 (内2台予備)	-
		内径 250mm 2.5m ³ /分・台×43.0m (直列2段)	-	4台
山科台調整棟	R C造地下1階地上2階建	1棟	1棟	
管理棟	R C造地下3階地上3階建	1棟	1棟	

出典：「令和5年度 下水道事業統計年報」

(3) ポンプ施設等

横須賀市では、19箇所のポンプ場を保有している。ポンプ場の概要を以下に示します。

表 3-8 ポンプ場一覧(1/2)

ポンプ場名	所在地	計画敷地面積・ ()は台帳面積 m ²	目的	全 体 計 画			令和5年度末整備状況			運転開始 年月日
				排水面積 ha	排水量 m ³ /分	排水能力 m ³ /分	ポンプ施設 口径・能力・台数	排水能力 m ³ /分	ポンプ施設 口径・能力・台数	
追 浜	追浜本町 2丁目1番地142 (865)2198	1,290 (1,524.15)	汚水	291.46	66.6	66.6	φ400×22.2m ³ /分×3台	66.6	φ350×22.2m ³ /分×3台	S.63.10.1
			雨水	225.39	475.0	475.0	φ1,200×195m ³ /分×1台 φ1,000×140m ³ /分×2台	545.0	φ1,000×145m ³ /分×1台 φ1,000×140m ³ /分×1台 φ1,350×260m ³ /分×1台	S.44.1.5
深 浦	浦郷町 5丁目2931番地	270 (263.78)	汚水	50.43	1.2	1.2	φ100×1.2m ³ /分×2台 (内1台予備)	3.0	φ150×3.0m ³ /分×2台 (内1台予備)	S.59.5.1
長 浦	田浦港町 無番地 (861)0282	1,220 (1,194.5)	汚水	275.78	5.6	5.6	φ250×5.6m ³ /分×2台 (内1台予備)	12.0	φ250×6.0m ³ /分×3台 (内1台予備)	S.63.4.1
汐 入	汐入町 1丁目1番地 (824)6280	1,590 (1,588.13)	汚水	774.11	68.0	69.0	φ500×23m ³ /分×3台	68.0	φ900×11m ³ /分×2台 φ1,650×46m ³ /分×2台 (内1台予備)	S.46.4.1
			雨水	58.31	330.0	330.0	φ900×110m ³ /分×3台	330.0	φ2,850×165m ³ /分×2台	
日の出	日の出町 2丁目16番地 (823)3419	4,400 (4,652.07)	汚水	872.66	42.0	42.0	φ350×10.5m ³ /分×4台	132.0	φ400×21m ³ /分×2台 φ600×45m ³ /分×2台	S.44.4.1
			雨水	92.78	321.1	322.0	φ700×65m ³ /分×3台 φ1,000×127m ³ /分×1台	335.0	φ700×65m ³ /分×3台 φ1,000×140m ³ /分×1台	S.40.4.1
馬 堀	馬堀海岸 1丁目30番1号 (843)1730	1,410 (1,001.00)	汚水	195.87	102.0	102.0	φ350×11m ³ /分×2台 φ600×40m ³ /分×2台	102.0	φ900×11m ³ /分×2台 φ1,550×40m ³ /分×2台	S.48.4.1
			雨水	147.49	292.0	292.0	φ1,350×146m ³ /分×2台	292.0	φ2,700×146m ³ /分×2台	
根 岸	根岸町 3丁目5番23号 (836)8522	1,960 (1,960.34)	汚水	210.94	99.0	99.0	φ400×20m ³ /分×1台 φ500×32m ³ /分×1台 φ600×47m ³ /分×1台	99.0	φ400×20m ³ /分×1台 φ500×32m ³ /分×1台 φ600×47m ³ /分×1台	S.47.4.1
			雨水	150.75	841.7	842.0	φ1,000×150m ³ /分×2台 φ1,350×271m ³ /分×2台	1,040.0	φ1,000×200m ³ /分×2台 φ1,350×320m ³ /分×2台	S.45.4.1
舟 倉	久比里 1丁目6番6号 (843)7147	1,610 (1,604.46)	汚水	88.72	3.0	3.0	φ200×3.0m ³ /分×2台 (内1台予備)	3.5	φ200×3.5m ³ /分×2台 (内1台予備)	S.58.6.1
			雨水	37.89	460.0	460.0	φ1,000×140m ³ /分×1台 φ1,200×160m ³ /分×2台	460.0	φ1,000×140m ³ /分×1台 φ1,200×160m ³ /分×2台	S.52.6.1
舟 倉 第 2	舟倉 1丁目1番16号 (834)0450	5,650 (5,627.92)	汚水	196.61	6.3	6.4	φ250×6.4m ³ /分×2台 (内1台予備)	18.0	φ250×6.0m ³ /分×4台 (内1台予備)	S.58.6.1
			雨水	140.74	1,259.0	1,280.0	φ1,000×140m ³ /分×2台 φ1,200×170m ³ /分×2台 φ1,500×330m ³ /分×2台	1,270.0	φ1,000×140m ³ /分×2台 φ1,500×330m ³ /分×3台	
久里浜 第 1	内川 2丁目4番10号 (835)4056	5,370 (5,351.41)	汚水	161.05	4.9	3.0	φ200×3.0m ³ /分×2台 (内1台予備)	34.4	φ400×17.2m ³ /分×3台 (内1台予備)	S.57.6.1
			雨水	77.90	565.9	570.0	φ300×10m ³ /分×1台 φ1,000×160m ³ /分×1台 φ1,200×200m ³ /分×2台	860.0	φ1,000×140m ³ /分×1台 φ1,000×160m ³ /分×1台 φ1,100×160m ³ /分×1台 φ1,200×200m ³ /分×2台	S.46.4.1
久里浜 第 2	神明町 21番地 (835)7923	2,450 (2,438.45)	汚水	395.55	10.0	10.0	φ250×5.0m ³ /分×3台 (内1台予備)	13.6	φ250×6.8m ³ /分×3台 (内1台予備)	S.57.6.1
			雨水	66.83	663.5	665.0	φ900×95m ³ /分×1台 φ1,000×150m ³ /分×1台 φ1,200×210m ³ /分×2台	680.0	φ900×100m ³ /分×1台 φ1,100×160m ³ /分×1台 φ1,200×210m ³ /分×2台	
上 町	公郷町 1丁目25番地 (836)2047	24,700 (22,524.60)	汚水 (分流)	109.56	2.8	2.8	φ150×2.8m ³ /分×2台 (内1台予備)	4.2	φ150×2.1m ³ /分×3台 (内1台予備)	S41.6.1 (処理場と して)
			汚水 (合流)	734.43						
			雨水	233.68	677.7	680.0	立軸 φ1,200×170m ³ /分×4台	650.0	横軸 φ800×85m ³ /分×1台 φ1,000×140m ³ /分×2台 φ1,200×200m ³ /分×1台 立軸 φ800×85m ³ /分×1台	

表 3-9 ポンプ場一覧(2/2)

ポンプ場名	所在地	計画敷地面積・ ()は台帳面積 ㎡	目的	全 体 計 画			ポンプ施設 口径・能力・台数	令和5年度末整備状況		運転開始 年月日
				排水面積 ha	排水量 m ³ /分	排水能力 m ³ /分		排水能力 m ³ /分	ポンプ施設 口径・能力・台数	
浦賀	浦賀 7丁目1番1号 (842)6750	1,340 (1,340.00)	汚水	514.58	12.1	12.1	φ400×12.1m ³ /分×2台 (内1台予備)	33.0	φ400×16.5m ³ /分×3台 (内1台予備)	S.62. 4.1
鴨居	鴨居 2丁目595番地2 (844)2302	1,840 (1,620.31)	汚水	67.98	1.4	1.4	φ100×1.4m ³ /分×2台 (内1台予備)	6.4	φ150×3.2m ³ /分×3台 (内1台予備)	H. 2. 4.1
走水	走水 2丁目4番1号	500 (219.55)	汚水	31.00	0.9	0.9	φ100×0.9m ³ /分×2台 (内1台予備)	1.6	φ100×0.8m ³ /分×3台 (内1台予備)	H. 5. 4.1
伊勢町	走水 1丁目2番3号	160	汚水	3.34	0.07	0.07	φ65×0.07m ³ /分×2台 (内1台予備)	0.3	φ100×0.3m ³ /分×2台 (内1台予備)	H. 4. 4.1
津久井	津久井 2丁目10番20号	2,180 (1,513.00)	汚水	613.63	9.9	10.4	φ350×10.4m ³ /分×2台 (内1台予備)	24.0	φ350×12.0m ³ /分×3台 (内1台予備)	H.10. 3.1
長井	長井 1丁目24番10号	620 (205.04)	汚水	96.31	1.7	1.7	φ150×1.7m ³ /分×2台 (内1台予備)	6.4	φ150×3.2m ³ /分×3台 (内1台予備)	H.10. 3.1
武	林 2丁目9番11号 (856)9090	2,740 (1,980.11)	雨水	24.96	329.6	360.0	φ700×60m ³ /分×1台 φ1,000×150m ³ /分×2台	350.0	φ700×60m ³ /分×1台 φ1,000×140m ³ /分×1台 φ1,000×150m ³ /分×1台	S.60. 4.1

出典：「令和5年度 下水道事業統計年報」

(4) マンホールポンプ場

横須賀市では、17箇所のマンホールポンプ場を保有しています。ポンプ場の概要を以下に示します。

表 3-10 マンホールポンプ場一覧

○下町T管内マンホールポンプ			
長瀬MP	長瀬	1 丁目	16 番地先
佐原第1MP	佐原	2 丁目	1 番 5 号
佐原第2MP	佐原	2 丁目	1 番 17 号
森崎4丁目MP	森崎	4 丁目	30~34 番地
久里浜港MP	久里浜	8 丁目	17 番地先
池田MP	池田町	4 丁目	5 番地先
○下町T（旧上町T）管内マンホールポンプ			
衣笠MP	衣笠栄町	3 丁目	5 番地先
田戸台MP	田戸台		82 番地先
宇東川バイパスMP	公郷町	3 丁目	1 番地
○西T管内マンホールポンプ			
久留和MP	秋谷		4289 番地先
城山橋MP	秋谷	2 丁目	10 番地先
お国橋MP	秋谷	1 丁目	21 番地先
秋谷第1MP	秋谷	1 丁目	4 番地先
秋谷第2MP	秋谷	2 丁目	21 番地先
太田和MP	太田和	1 丁目	18 番地先
長浜第1MP	長井	2 丁目	12 番地先
長浜第2MP	長井	2 丁目	13 番地先

4 今後の想定スケジュール

ウォーターPPPを導入することとなった場合の今後のスケジュールについては、以下を想定しています。

令和6年度	2月 マーケットサウンディング調査
	3月 マーケットサウンディング調査の結果概要の公表（予定）
令和7年度	9～10月頃 実施方針案および要求水準書案の公表 （1～2か月程度） 上記に対する意見等の募集
	年度内 実施方針案および要求水準書案（修正版）の公表
令和8年度中	ウォーターPPP事業 公募開始（プロポーザル方式）
令和9年度中	事業者の決定、業務引き継ぎ期間
令和10年度	事業開始

5. 参考資料

ウォーターPPPに関連して国が公表している資料は、下記（URLリンク）から取得できます。不足情報等がございましたら、お問合せください。

- ウォーターPPPの概要
https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/pdf/water_gaiyou.pdf
- 下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001753290.pdf>
- 下水道分野におけるウォーターPPP（主に管理・更新一体マネジメント方式）に関するQ&A
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001739997.pdf>